

API連携サービス 利用規定 ※接続事業者の提供するサービスを通じて利用する場合

改定日：2020年4月1日水曜日

改定前	改定後（改定箇所…赤字）
第4条 本APIの利用手数料 1. 本APIの使用にあたっては、接続事業者はみずほ銀行所定の手数料を支払うものとする。 2. 本API使用に係る手数料は、みずほ銀行所定の日に、預金通帳、払戻請求書、小切手又はカードの提出を受けることなく、あらかじめ接続事業者が指定した手数料引落口座から自動的に引落すものとする。また、領収書等は発行しないものとする。 3. 本APIの使用を開始することができることとなった日が属する月、又は、本契約が解約された日が属する月に係る手数料はみずほ銀行所定の金額とし、月額の手数料であっても日割計算は行わないものとする。 4. （略）	第4条 本APIの利用手数料 1. 本APIの使用にあたっては、接続事業者は「<u>API連携サービス申込書</u>」に定められた手数料を支払うものとする。 2. 本API使用に係る手数料は、「<u>API連携サービス申込書</u>」に定められた日に、預金通帳、払戻請求書、小切手又はカードの提出を受けることなく、あらかじめ接続事業者が指定した手数料引落口座から自動的に引落すものとする。また、領収書等は発行しないものとする。 3. 本APIの使用を開始することができることとなった日が属する月、又は、本契約が解約された日が属する月に係る手数料は「<u>API連携サービス申込書</u>」に定められた金額とし、月額の手数料であっても日割計算は行わないものとする。 4. （略）
第8条 接続事業者の義務 1. ～9. （略） 10. 接続事業者は自らについて支払指定口座、印章、名称、商号、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちにみずほ銀行所定の書面等によって取引店に届け出るものとする。 11. ～12. （略）	第8条 接続事業者の義務 1. ～9. （略） 10. 接続事業者は自らについて支払指定口座、印章、名称、商号、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに「<u>API連携サービス申込書</u>」によって取引店に届け出るものとする。 11. ～12. （略）
第21条 解約・解除 1. ～5. （略） 6. 解約の場合、未払手数料は、解約と同時にしくはみずほ銀行所定の日に引き落とすものとする。	第21条 解約・解除 1. ～5. （略） 6. 解約の場合、未払手数料は、解約と同時にしくは「<u>API連携サービス申込書</u>」に定められた日に引き落とすものとする。
第24条（規定の変更等） 1. みずほ銀行が必要と判断した場合には、次項に定める方法で接続事業者に変更内容を告知することにより規定の内容を変更することができるものとする。この場合、変更日以降は、変更後の規定により取扱うものとする。 2. 規定の変更はみずほ銀行のホームページ又はポータルサイトその他のみずほ銀行所定の方法にて事前に告知するものとする。接続事業者は、変更内容に同意しない場合には、その旨をみずほ銀行所定の方法によりみずほ銀行に通知するものとする。みずほ銀行は、同意しない旨の通知を受領しない場合には、接続事業者は変更内容に同意したものみなす。また、変更内容に同意しない旨の通知があった場合には、みずほ銀行は接続事業者に対し1か月前に書面等により通知することにより本契約を解約することができる。	第24条（規定の変更等） <u>1. 民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相応の事由があると認められる場合には、変更内容および変更日を次項に定める方法で接続事業者に変更内容を告知することにより規定の内容を変更することができるものとする。この場合、変更日以降は、変更後の規定により取扱うものとする。</u> <u>2. 規定の変更はみずほ銀行のホームページ又はポータルサイトその他のみずほ銀行所定の方法にて事前に告知するものとする。</u>